

平成18年(行ケ)第10463号 審決取消請求事件

平成19年5月30日判決言渡,平成19年3月28日口頭弁論終結

判		決													
原	告	株	式	会	社	サ	ン	ケ	イ	技	研				
訴	訟	代	理	人	弁	理	士	正	林	真	之				
同		林				一				好					
同		高		岡		亮				一					
同		加		藤		清				志					
同		小	野	寺						隆					
訴	訟	復	代	理	人	弁	護	士	長	沢	幸	男			
同				弁	理	士	八	木	澤	史	彦				
被				告			特	許	庁	長	官	中	嶋	誠	
指	定	代	理	人			藤			正	明				
同							岩	井		芳	紀				
同							大	場		義	則				
主		文													

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

特許庁が不服2005-18557号事件について平成18年8月28日にした審決を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は,平成17年2月28日,別添審決謄本写しの別紙第1表示の意匠について,意匠に係る物品を「管継ぎ手」として意匠登録出願(意願2005-

5641号，以下，これを「本件出願」といい，その意匠を「本願意匠」という。）をしたが，同年9月6日に拒絶査定を受けたので，同月26日，拒絶査定不服の審判請求をした。特許庁は，これを不服2005-18557号事件として審理した結果，平成18年8月28日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，同年9月12日にその謄本を原告に送達した。

2 審決の理由

(1) 審決は，別添審決謄本写し記載のとおり，本願意匠と，特許庁意匠課が平成4年6月25日に受け入れた同年5月31日トーゼン産業株式会社（以下「トーゼン産業」という。）発行の「製品総合カタログ・ダイジェスト版」（乙1の1，2，特許庁意匠課公知資料番号第HC04022517号，以下「引用カタログ」という。）3頁に掲載の「伸縮管継ぎ手」の意匠（別添審決謄本写しの別紙第2表示の意匠。）のうち，本願意匠が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分に相当する部分（以下「引用意匠」という。）とは，意匠に係る物品が一致し，形態において，共通する構成態様が形成するまとまりが両意匠全体の基調を決定づけており，類否判断に及ぼす影響が大きいものに対して，各差異点はいずれも微弱なものであって，それらを総合し相まった視覚的效果を考慮しても，類否判断を左右するに至らず，両意匠の共通感を凌駕するものとはいえないので，本願意匠は，引用意匠に類似するものであるから，意匠法3条1項3号に該当し，同項柱書の規定により意匠登録を受けることができないとした。

(2) 審決が，本願意匠と引用意匠の形態を対比して認定した共通点及び差異点は，それぞれ次のとおりである。（審決謄本1頁末行ないし2頁第5段落）

ア 共通点

可撓性を有する本体の両端部にフランジを取り付けたものであって，本体は略短円筒状とし，その中間部を，正面視山状に丸く膨出させ，本体両端部のフランジは，厚手の円環板状体で，その径を本体径より二回り程度

大径とし、各円環面に小円形の透孔 1 個を設けた構成態様

イ 差異点

(ア) フランジの径幅に対する本体の長さの比率について、本願意匠の方が引用意匠より小さい(フランジの間隔が狭い)点(以下「差異点(ア)」という。)

(イ) 本体膨出部の両側について、引用意匠は、狭い凹弧状膨出部を形成しているのに対して、本願意匠は、そのような膨出部を形成していない点(以下「差異点(イ)」という。)

(ウ) 本体表面について、引用意匠は、長手方向及び周方向の線模様を施しているのに対して、本願意匠は、そのような模様が無い点(以下「差異点(ウ)」という。)

第 3 原告主張の審決取消事由

審決は、本願意匠と引用意匠の共通点及び差異点の認定を誤り(取消事由 1)、また、両意匠についての類否判断を誤り(取消事由 2)、その結果、本願意匠が意匠法 3 条 1 項 3 号に該当し、意匠登録を受けることができないとの誤った結論を導いたものであり、違法であるから、取り消されるべきである。

1 取消事由 1 (共通点及び差異点の認定の誤り)

(1) 共通点の認定の誤り

審決は、本願意匠と引用意匠の形態の共通点について、上記第 2 の 2 (2) アのとおり、「可撓性を有する本体の両端部にフランジを取り付けたものであって、本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、本体両端部のフランジは、厚手の円環板状体で、その径を本体径より二回り程度大径とし、各円環面に小円形の透孔 1 個を設けた構成態様」(審決謄本 2 頁第 1 段落)と認定したが、誤りである。

両意匠は、「円筒状の管継ぎ手本体の両端部に円環状のフランジ部を形成し、該フランジ部には円形の連通孔が形成されている」という基本的構成態

様において共通するものである。

被告は、「本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、その本体両端部のフランジは、厚手の円環板状体で、その径を本体より二回り程度大径とし、各円環面に小円形の透孔1個を設けた構成態様」が具体的構成態様における共通点である旨主張するが、後記のとおり、この種物品の意匠の要部とはなり得ない構成を取り上げて本願意匠と引用意匠との類否判断を行っているものであり、失当である。

(2) 差異点の認定の誤り

ア 本願意匠に係る物品は、配水管などの接続管の間に挟み込み、それぞれの端部に設けられているフランジを継ぎ手、ボルト・ナット等で固定し、全体として一つの連通管として使用されるため、取引者、需要者は、本願意匠における正面視において、すなわち、管継ぎ手本体の側面方向から観察するのが通常であって、その際、管継ぎ手本体の形態は、取引時及び使用時において、取引者、需要者によって必ず注視される部分である。また、この種の物品は、非常に重量のあるものであるため、当該物品の端面部を把持した状態で運搬するから、端面部の接合部の形態も、管継ぎ手を取り扱う取引者、需要者において、重要な箇所として必ず注視する部分である。したがって、管継ぎ手本体に表された波状の凹凸部分の形態・模様及び色彩などの具体的態様こそが、類否判断を左右する意匠の要部となる。

イ これを具体的に両意匠の差異点についてみると、管継ぎ手本体の長さは、本願意匠では、接続されているフランジ部の径の幅の略半分の長さにより形成されているのに対し、引用意匠は、フランジ部の径の幅と略同じ長さにより形成されている点（原告訴訟代理人作成の引用意匠の正面図〔甲2、以下「甲2資料」という。〕参照）、管継ぎ手本体の膨出部の形態は、本願意匠では、全体として円弧形状の輪郭を有する樽形状により形成されているのに対し、引用意匠は、全体として略字状の輪郭を有

する帯状の凸形状部により形成されている点（甲2資料参照）、管継ぎ手本体の表面模様は、本願意匠では、表面の模様が付されていない平坦な形態であるのに対し、引用意匠は、縦横方向に等間隔の線模様を有し、管継ぎ手における曲面が強調されるような形態を有する点、フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態は、本願意匠では、単層により形成された形態を有するのに対し、引用意匠は、2層に形成された形態を有する点において差異があるものである。

ウ 被告は、本願意匠に係る物品は、接合部の端面部が見える斜め上方から観察されることが多い旨主張する。

しかし、この種の物品は、配水管などの接続管の間に挟み込み、それぞれの端部に設けられているフランジを継ぎ手、ボルト・ナット等で固定し、全体として一つの連通管として使用されるものであって、接続管に挟まれた状態で設置されるから、設置時及び設置後において、歪みなく取り付けの必要上、また、設置後の点検作業等において当該物品の接続状況を確認する際も、本願意匠を正面視において観察する必要がある。さらに、設置前においては、製品の状況、例えば、本体部内部の様子や接続管との接合面となる端面部を確認するために端面部を垂直方向より観察する必要がある。一方、斜め上方から観察する場合、歪みなく取り付けられているか確認するのが困難であり、端面部の確認も困難であるから、当該物品を斜め上方から観察することは稀である。

2 取消事由2（類否判断の誤り）

(1) 共通点の評価の誤り

ア 審決は、本願意匠と引用意匠との共通点について、「両意匠において共通する構成態様については、両意匠の形態全体の骨格を成すとともに、意匠上の主要部かつ大部分を占めるもので、形態全体における一定のまとまりを形成しているから、このまとまりは、両意匠全体の基調を決定づけて

いるものと認められる。したがって、意匠全体として前記の共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響は大きいといわざるを得ない。」（審決謄本2頁第7段落ないし第8段落）と判断したが、誤りである。

イ 両意匠は、前記1(1)のとおり、「円筒状の管継ぎ手本体の両端部に円環状のフランジ部を形成し、該フランジ部には円形の連通孔が形成されている」という基本的構成態様において共通しているが、この共通点は、意匠登録第1226420号に係る意匠公報（甲1、以下「甲1公報」という。）等の公知意匠にもみられるように、「管継ぎ手」という物品において使用目的、機能から要求される必然的形態であるから、意匠の創作的部分ないし特徴的部分とはなり得ず、ひいては、意匠の要部ともなり得ないものである。

ウ また、被告は、「本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、その本体両端部のフランジは、厚手の円環板状体で、その径を本体より二回り程度大径とし、各円環面に小円形の透孔1個を設けた構成態様」が具体的構成態様における共通点であり、この具体的構成態様こそが、両意匠の特徴を最もよく表出しているのであって、両意匠の類否判断に欠くことができない重要な要素となっている旨主張する。

しかし、トーゼン産業作成の「製品総合カタログ17」（甲4、以下「甲4カタログ」という。30頁〔甲5〕、35頁ないし36頁〔甲6〕）によると、本願意匠に係る物品は、引用意匠に係る物品と同様に空調循環用ポンプ、冷却塔、冷温水発生器等の機器の配管に使用される「ゴム製フレキシブル継手」と称せられる製品の中で、特に配管や機器の振動を軽減させる「防振継手」の範ちゅうに属する「フランジ接続」による物品であること、当該物品は、使用される条件によって形態が規制され、接続される装置、流体の温度・圧力等に適合させるため形態が規格化されていることが認められ、したがって、被告が主張する両意匠の共通点は、機

能，用途上，創作の余地が残されていない不可避の必然的形態であって，この種物品の意匠の要部とはなり得ないものである。したがって，この構成態様は，本願意匠と引用意匠との類否判断に必要なものではない。

更にいうと，ある意匠が引用意匠と類似することにより意匠の登録要件を具備しないとされる趣旨は，当該意匠に係る物品が流通過程に置かれ，取引の対象とされる場合において，看者が両意匠を類似していると認識することにより，当該物品の誤認混同を生じないようにするためであり，そうであるならば，意匠の類否判断は，意匠に係る物品に係る取引者，需要者が最も注意をひく意匠の部分，すなわち意匠の要部がどこにあるかを，当該物品の性質，目的，用途，使用態様等に基づいて認定した上で，その要部に表れた意匠の形態の差異が看者に異なった美感を与えるか否かによって判断すべきである。

本件についてみると，看者である本願意匠に係る物品の取引分野における取引者，需要者は，この種の物品を普段から取り扱い，この種の物品に精通している配管設置業者などの専門家であるので，使用する際に注目される箇所がそのまま印象に残る部分であり，細部における差異であっても見分けることは容易であるから，管継ぎ手本体に表された波状の凹凸部分の形状，模様若しくは色彩などの具体的態様こそが，類否判断を左右する意匠の要部となるものであり，取引者，需要者は，管継ぎ手本体に表された視覚的に訴えるデザインの形態に注意をひかれて，物品を観察することになるのである。

一方，両意匠に，機能上要請される形態において共通点があったとしても，ありふれた形態又は必然的形態であって，専門家である取引者，需要者の注意をひくことはないから，これらの形態部分は意匠の要部とはなり得ず，したがって，これらの形態を類否判断の前提として認定すべきではない。

ところが、審決は、要部となる部分、要部とならない部分を区別せず、単に、両意匠の共通点と差異点を抽出し、共通点と差異点の視覚的効果のみにより類否判断を行ったものであるから、意匠の本質から外れているものであって、誤りである。

エ したがって、審決は、誤った前提の下で、両意匠における上記共通点が類否判断に及ぼす影響は大きいと判断しているものであって、失当である。

(2) 差異点の評価の誤り

ア 本体の長さ

(ア) 審決は、本体の長さの差異、すなわち差異点(ア)について、「差異点(ア)のフランジの径幅に対する本体の長さの比率差については、格別大きいものとはいえないものであり、形態全体として見た場合、両意匠の共通する構成態様が生じさせる視覚的効果に吸収される程度の微弱な差異といわざるを得ない。」(審決謄本2頁下から第3段落)と判断したが、前記1(2)イに指摘したとおり、差異点の認定が不正確であるのみならず、類否判断についても誤っている。

(イ) 前記1(2)アのとおり、この種の物品は、取引者、需要者が本願意匠における正面視において観察するのが通常であるから、管継ぎ手本体の長さや形態の差異が全体の印象に与える影響は極めて大きい。

また、管継ぎ手本体の長さは、この種の物品に接合される配管の偏心・偏角・伸張吸収の程度を決定する重要な要素であり、取引者、需要者にとって適切な管継ぎ手を選択するための重要な要素であるため、取引者、需要者は、管継ぎ手本体の長さとはフランジの幅との関係を注視するものである。

さらに、全体の印象においても、フランジの径の幅の半分の長さを有する本願意匠は、両フランジ間の距離が近く、全体として収縮若しくは圧縮された印象を与えるのに対し、フランジの幅と略同じ長さを有する

本願意匠は、スリムな印象を与えるものとなっている。

(ウ) したがって、管継ぎ手本体における長さの差異は、看者にとって特に際立った差異として認識されるものであり、意匠全体に異なった美感を生じるものである。

イ 本体膨出部の形態

(ア) 審決は、本体膨出部の形態の差異、すなわち差異点(イ)について、「差異点(イ)の差については、引用意匠の両側の膨出部は、いずれも狭く、かつ、わずかな膨出であり、両意匠の共通するとした正面視山状の膨出が圧倒的に大きく、本体のほとんどを占めていることから、形態全体から見れば、この差異は部分的かつ微弱なものというほかない。」(審決謄本2頁下から第2段落)と判断したが、前記1(2)イに指摘したとおり、差異点の認定が不正確であるのみならず、類否判断についても誤っている。

(イ) 前記1(2)アのとおり、この種の物品は、取引者、需要者が本願意匠における正面視において観察するのが通常であるから、管継ぎ手本体の膨出部の形態の差異が全体の印象に与える影響は極めて大きい。

また、その形態の差異は、この種の物品の性質を決定する重要な要素となるから、取引者、需要者にとって適切な管継ぎ手を選択するための重要な要素となり、取引者、需要者は、管継ぎ手本体の膨出部の形態も注視するものである。

全体の印象においても、樽形状を有する本願意匠は、円弧状の輪郭からなり、全体として丸みを帯びた厚みのある印象を与えるのに対し、帯状の凸形状部の形態を有する引用意匠は、平坦な円筒形状と略円弧状からなる凸形状を有する略字状の輪郭からなり、全体としてスリムな切れのある印象を与えるものとなっている。

したがって、管継ぎ手本体における形態の差異は、看者にとって特に

際立った差異として認識されるものであり，意匠全体に異なった美感を生じるものである。

ウ 本体の表面模様

(ア) 審決は，本体の表面模様の差異，すなわち差異点(ウ)について，「差異点(ウ)の本体表面の模様の有無の差については，引用意匠の線模様は，細く，かつ，付加的なものであって，格別目立つものでなく，また，本願意匠のように模様が無いものも従前から見受けられ，本願意匠独自の態様とはいえないものであるから，意匠上格別評価することはできず，この差異は微弱なものというほかない。」（審決謄本2頁最終段落ないし3頁1行目）と判断したが，前記1(2)イに指摘したとおり，差異点の認定が不正確であるのみならず，類否判断についても誤っている。

(イ) 前記(1)ウのとおり，本願意匠に係る物品の取引分野における取引者，需要者は，この種の物品を普段から取り扱い，この種の物品に精通している配管設置業者などの専門家であるので，物品に対する注意力が高く，些細な差異点についても容易に見分けることができ，しかも，継ぎ手本体は，取引者，需要者が注視するものであることから，本体の表面模様の差異は，微差とはいえない。

また，全体の印象においても，引用意匠に表面模様が付されていることにより，管継ぎ手本体の中央部の帯状の凸形状部の形態とフランジ部に近い部分のフラットな形状とのメリハリが強調され，全体としてスリムで切れのある印象が強調されているのに対して，本願意匠にはそれがない。

(ウ) したがって，本体の表面模様の差異は，看者にとって特に際立った差異として認識されるものであり，意匠全体に異なった美感を生ずるものである。

エ フランジ接合部の形態

(ア) 審決は、フランジ接合部の形態の差異について、「なお、請求人（注、原告）は、上記の差異点の他にも、本体の端面（接続部）における態様差をも主張するが、それは極めて微弱なものであって類否判断上はもはや問題とするに足りないものである。」（審決謄本3頁第2段落）と判断し、原告が前記1(2)イに指摘した「フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態が、本願意匠においては単層により形成された形態を有するのに対し、引用意匠は2層に形成された形態を有する点」を問題とするに足りないとしているが、誤りである。

(イ) 前記1(2)アのとおり、この種の物品は、非常に重量のあるものであるため、当該物品の端面部を把持した状態で運搬されるので、フランジ接合部の形態も、管継ぎ手を取り扱う取引者、需要者において、重要な箇所として必ず注視される部分であるから、両意匠のフランジ接合部の形態の差異は微差とはいえない。

また、全体の印象においても、本願意匠は、端面部の周辺部の面取りを行っていることにより、全体としてすっきりしたシンプルな印象を与えるのに対し、引用意匠の本体部の端面部分は、2層で構成されていることにより、全体として複雑な印象を強く与える。

(ウ) したがって、接合部の形態の差異は、看者にとって特に際立った差異として認識されるものであり、意匠全体に異なった美感を生じるものである。

オ 総合的観察

(ア) 審決は、「両意匠は、意匠に係る物品が一致し、形態において、共通する構成態様が形成するまとまりが両意匠全体の基調を決定づけており、類否判断に及ぼす影響が大きいものに対して、各差異点はいずれも微弱なものであって、それらを総合し相まった視覚的效果を考慮しても、類否判断を左右するに至らず、両意匠の共通感を凌駕するものとはいえない

から、本願意匠は、引用意匠に類似するものである。」（審決謄本 3 頁第 3 段落）と判断したが、誤りである。

(イ) 本願意匠に係る物品が流通過程に置かれた場合、当該物品の取引者、需要者を基準として、本願意匠を正面視した場合に、最も注意をひかれる部分に引用意匠との顕著な差異点があることから、全体として取引者、需要者に与える印象（美感）は異なるものであって、両意匠を取り違えるおそれのないことは明らかである。

また、この種物品の取引者、需要者は、専門家であるため、些細な差異にも注意が届くので、創作においても、些細な部分において特徴的なものが存在するのであり、その結果、全体を総合して観察したとき、これらの差異点は、さほど注目されない機能的要請に基礎付けられた構成態様の共通性を凌駕し、別異の印象（美感）を生じるものである。

カ 以上のとおり、審決の類否判断は誤りであるから、取り消されるべきである。

第 4 被告の反論

審決の認定判断に誤りはなく、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

1 取消事由 1（共通点及び差異点の認定の誤り）について

(1) 共通点の認定の誤りについて

原告は、本願意匠と引用意匠は、「円筒状の管継ぎ手本体の両端部に円環状のフランジ部を形成し、該フランジ部には円形の連通孔が形成されている」という基本的構成態様において共通するとし、審決の認定と異なる認定をしているが、具体的構成態様における共通点については全く言及していない。

審決は、両意匠の形態を基本的構成態様と具体的な構成態様に分けて認定していないが、審決が認定した形態の共通点のうち、「本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、その本体両端部のフランジ

は、厚手の円環板状体で、その径を本体より二回り程度大径とし、各円環面に小円形の透孔1個を設けた構成態様」が具体的構成態様に該当する。

(2) 差異点の認定の誤りについて

ア 原告は、本願意匠に係る物品は、配水管などの接続管の間に挟み込み、それぞれの端部に設けられているフランジを継ぎ手、ボルト・ナット等で固定し、全体として一つの連通管として使用されるため、取引者、需要者は、本願意匠を正面視において、すなわち、管継ぎ手本体の側面方向から観察するのが通常である旨主張する。

しかし、意匠の類否判断は、全体的観察によるものであるから、この種管継ぎ手の意匠の全体を立体的に把握するには、本体部とフランジの端面部が同時に見える斜視的に観察するのが通常である。

また、この種の管継ぎ手は、一定の向きで固定して使用されるものではなく、重量のある物であり、しかも、フランジの外側端面部及びその内側の円環部の接合部は、接合時に重要な部分であるから、接合部の端面部が見える斜め上方から観察されることが多いものである。このことは、引用カタログ(乙1の1, 2)において、接合部が見える斜め上方から撮影した製品の写真が掲載されていることから明らかである。

したがって、看者は、本願意匠を正面視で観察するのが通常であるとする原告の上記主張は、誤りである。

イ 原告は、この種の物品は、非常に重量のあるものであるため、当該物品の端面部を把持した状態で運搬するから、端面部の接合部の形態も、管継ぎ手を取り扱う取引者、需要者において、重要な箇所として必ず注視される部分であるので、管継ぎ手本体に表された波状の凹凸部分の形状・模様及び色彩などの具体的態様こそが、類否判断を左右する意匠の要部となる旨主張する。

しかし、意匠の類否判断は、全体的観察を前提に、両意匠の共通点、差

異点を抽出し、それらを総合的に検討して上で認定判断するものであって、細部の差異を見分けることと、その差異が意匠の全体的観察による類否判断に及ぼす影響とは直ちに結びつくものではない。審決は、あくまでも、全体的観察を前提に、両意匠の共通点及び差異点を抽出し、共通点のまとまりによる視覚的效果を検討しているのであって、その手法に誤りはない。

ウ 原告は、管継ぎ手本体の長さの差異の認定について、甲2資料を提出して、「引用意匠は、フランジ部の径の幅と略同じ長さにより形成されている」と主張する。

しかし、甲2資料は、管継ぎ手本体の山状膨出部両側の、フランジに至るまでの長さ及び形態が、引用意匠と大きく異なっているから、これを前提とする原告の主張は失当である。

なお、審決は、差異点(ア)について、管継ぎ手の長さの差異を、フランジの径幅に対する本体の長さの比率の差として認定しているものである。

エ 原告は、本体膨出部の形態の差異の認定について、甲2資料を提出して、「引用意匠は、全体として略 字状の輪郭を有する帯状の凸形状部により形成されている」と主張する。

しかし、甲2資料の、管継ぎ手本体の山状膨出部両側の、フランジに至るまでの長さ及び形態が、引用意匠と大きく異なっていることは、上記のとおりであるから、これを前提とする原告の主張は失当である。

なお、審決は、差異点(イ)について、管継ぎ手本体の膨出部の形態の差異を、本体膨出部の両側の差として認定しているものである。

オ 原告は、フランジ接合部の形態の差異の認定について、「フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態が、本願意匠においては単層により形成された形態を有するのに対し、引用意匠は2層に形成された形態を有する点」において差異がある旨主張する。

確かに、引用カタログ(乙1の1, 2)を注視すると、幅中央に円形線

が見えなくもないが、それが2層による境界線であるのか否かは明瞭ではない。仮に、2層の境界線であったとしても、全体が平坦面であるから、視覚的にほとんど目立たないものであり、また、本願意匠も単なる平坦面で何ら特徴がないものであるから、格別看者の注意をひくものとはいえず、極めて微弱な差異である。

したがって、審決が、差異点として採り上げるまでもないとして、なお書きで、「本体の端面（接続部）における態様差をも主張するが、それは極めて微弱なものであって類否判断上はもはや問題とするに足りないものである。」（審決謄本3頁第2段落）としたことに誤りはない。

2 取消事由2（類否判断の誤り）について

(1) 共通点の評価の誤りについて

ア 原告は、本願意匠と引用意匠は、「円筒状の管継ぎ手本体の両端部に円環状のフランジ部を形成し、該フランジ部には円形の連通孔が形成されている」という基本的構成態様において共通しているとし、甲1公報等を参酌しつつ、この共通点は、「管継ぎ手」という物品において使用目的、機能から要求される必然的形態であるから、意匠の創作的部分ないし特徴的部分とはなり得ず、ひいては、意匠の要部ともなり得ない旨主張する。

しかし、原告は、基本的構成態様をいうのみで、前記のとおり、両意匠に共通する具体的構成態様について全く言及していないところ、この具体的構成態様こそが、両意匠の特徴を最も良く表出しているものであって、両意匠の類否判断に欠くことができない重要な要素となっているものである。

そして、審決が説示するとおり、「両意匠において共通する構成態様については、両意匠の形態全体の骨格を成すとともに、意匠上の主要部かつ大部分を占めるもので、形態全体における一定のまとまりを形成しているから、このまとまりは、両意匠全体の基調を決定づけているものと認められる。したがって、意匠全体として前記の共通点が両意匠の類否判断に及

ぼす影響は大きいといわざるを得ない。」（審決謄本 2 頁第 7 段落ないし第 8 段落）のである。

イ 原告は、甲 4 カタログを根拠に、被告が主張する本願意匠と引用意匠とに共通の具体的構成態様は、機能、用途上、創作の余地が残されていない不可避の必然的形態であって、この種物品の意匠の要部とはなり得ないから、両意匠の類否判断に必要なものではない旨主張する。

しかし、原告が根拠としている甲 4 カタログは、トーゼン産業の製品の中で使用場所等に応じた製品を規定しているにすぎないものである。一方、この甲 4 カタログの表紙をみると、様々な本体部形態の管継ぎ手が掲載されており、当該部位には、創作の余地が十分に残されているものである。

したがって、両意匠に共通の具体的構成態様がこの種物品の意匠の要部とはなり得ないから、両意匠の類否判断に必要なものではないとする原告の上記主張は、失当である。

ウ 仮に、両意匠の本体部分の形態が日本工業規格（J I S）等で規格化されたものであったとしても、意匠の類否判断は、意匠に係る物品の外観全体にわたって、その形態を観察する全体的、視覚的な判断であるから、当該意匠を全体的に観察した場合に、その本体部分が意匠全体の大部分を占め、意匠としてのまとまりを形成し、看者の注意をひくときは、なお、その本体部分は意匠上の要部となり得るものである。

エ 原告は、審決は、要部となる部分と要部とならない部分を区別せず、単に、両意匠の共通点と差異点を抽出し、共通点と差異点の視覚的効果のみにより類否判断を行ったものであるから、意匠の本質から外れているものであって、誤りである旨主張する。

確かに、審決は、本願意匠に係る物品の要部がどこにあるか特に明示していないが、この種物品の性質、目的、用途、使用状態を考慮して、本体部及びフランジ部の構成態様及び具体的な態様を認定し、共通点と差異点

を比較考量した上，意匠全体としてみた場合，共通感を凌駕して別異の意匠とするほどのものといえないと判断しているものであって，意匠の本質から外れていない。

意匠の類否判断は，全体的観察を前提に，両意匠の共通点，差異点を抽出し，それらを総合的に検討して上で認定判断するものであって，細部の差異を見分けることと，その差異が意匠の全体的観察による類否判断に及ぼす影響とは直ちに結びつくものではない。審決は，あくまでも，両意匠の共通点及び差異点を抽出し，それぞれを意匠的観点から総合的に検討し，共通点のまとまりによる視覚的效果が，差異点のまとまりによる視覚的效果より優っているとして，本願意匠は，引用意匠に類似するものと判断しているものであるから，類否判断の手法に誤りはない。

(3) 差異点の評価の誤りについて

ア 本体の長さについて

(ア) 原告は，本体の長さの差異について，本願意匠に係る物品は，取引者，需要者が本願意匠を正面視において観察するのが通常であるから，管継ぎ手本体の長さや形態の差異が全体の印象に与える影響は極めて大きい旨主張する。

(イ) しかし，まず，看者は，本願意匠を正面視において観察するのが通常であるとする原告の上記主張が誤りであることは，前記 1 (2) アのとおりである。

(ウ) 次に，引用意匠は，本体膨出部の両側の低い位置でフランジに接合しているが，その長さは，わずかなものであって，視覚的には圧倒的に一つの山状膨出部が目立つものであり，しかも，この種管継ぎ手において，正面視一つの山状に，フランジとの関係において，大きく膨出させたものが両意匠の特徴を顕著に表しているものである。また，膨出部の左右両側の幅を適宜変更することが普通に行われており（乙 1 の 1，2 参

照) ,平成11年7月29日特許庁意匠課受入れの株式会社ハチケン発行の「ハチケン 配管用ゴムジョイント 製品総合カタログ」(乙2 ,以下「乙2カタログ」という。)及び平成13年8月24日同課受入れの倉敷化工株式会社発行のカタログ「クラフレックス・パイプサイレンサー 防振継手・防振材シリーズ」(乙3 ,以下「乙3カタログ」という。)によれば ,本願意匠と同様のものも ,本件出願前に見受けられることから ,本願意匠に独自の構成態様とはいえないものである。

そうすると ,両意匠の長さの差は ,斜視的にみれば ,中央の大きな膨出部に隠れてやや見えにくい部位でもあり ,形態全体として見た場合 ,膨出部の全体に占める割合が大きいものであり ,中央に一つの大きな膨出部を形成した共通感が圧倒的に強いものであるから ,その両側の長さの差は ,格別注目されるものではなく ,微弱なものというべきである。

イ 本体膨出部の形態について

原告は ,本体膨出部の形態の差異について ,本願意匠に係る物品は ,取引者 ,需要者が本願意匠を正面視において観察するのが通常であるから ,管継ぎ手本体の膨出部の形態の差異が全体の印象に与える影響は極めて大きい旨主張する。

しかし ,取引者 ,需要者は ,本願意匠を正面視において観察するのが通常であるとする原告の上記主張が誤りであることは ,上記と同様である。

そして ,審決が ,「差異点(イ)の差については ,引用意匠の両側の膨出部は ,いずれも狭く ,かつ ,わずかな膨出であり ,両意匠の共通するとした正面視山状の膨出が圧倒的に大きく ,本体のほとんどを占めていることから ,形態全体から見れば ,この差異は部分的かつ微弱なものというほかない。」(審決謄本2頁下から第2段落)と判断したことに誤りはない。

ウ 本体の表面模様について

原告は ,本体の表面模様の差異について ,本願意匠に係る物品の取引分

野における取引者，需要者は配管設置業者などの専門家であるので，物品に対する注意力が高く，些細な差異点についても容易に見分けることができ，しかも，管継ぎ手本体は，取引者，需要者が注視するものであることから，本体の表面模様の差異は，微差とはいえない旨主張する。

しかし，引用意匠の管継ぎ手本体の表面模様は，細い線で，周方向及び長手方向に間隔をおいて複数本表れている程度であって，ほとんど目立たないものである。そうすると，形態全体として見た場合，そのような線模様がない本願意匠との視覚的な差はほとんどないものであり，また，この種物品において，本願意匠のように線模様がないものは，例えば，意匠登録第494839号に係る意匠（乙4）の「管継ぎ手」に見受けられるように，何ら特徴がないものである。

エ フランジ接合部の形態について

原告は，フランジ接合部の形態の差異について，本願意匠に係る物品は，当該物品の端面部を把持した状態で運搬されるため，フランジ接合部の形態も，取引者，需要者において，重要な箇所として必ず注視される部分であるから，両意匠のフランジ接合部の形態の差異は微差とはいえない旨主張する。

しかし，前記のとおり，両意匠の差異は明りょうではなく，仮に，原告主張のとおり，引用意匠に2層の境界線が形成されているとしても，全体が平坦面であるから，視覚的にほとんど目立たないものであり，また，本願意匠も単なる平坦面で何ら特徴がないものであるから，格別取引者，需要者の注意をひくものとはいえず，極めて微弱な差異である。したがって，審決が，「なお，請求人は，上記の差異点の他にも，本体の端面（接続部）における態様差をも主張するが，それは極めて微弱なものであって類否判断上はもはや問題とするに足りないものである。」（審決謄本3頁第2段落）と判断したことに誤りはない。

オ 総合的観察について

原告は、全体を総合して観察したとき、これらの差異点は、さほど注目されない機能的要請に基礎付けられた構成態様の共通性を凌駕し、別異の印象（美感）を生ずるものである旨主張する。

しかし、前記のとおり、両意匠の差異点は、いずれも、微弱な差異であり、また、審決で共通するとした具体的な構成態様より、更に部分的で細部の差異である。しかも、原告の主張する共通点は、基本的構成態様のみを認定しているものであって、両意匠の類否判断に重要な具体的な構成態様の共通点を欠くものであって、原告主張の共通点の認定には誤りがある。したがって、本願意匠が引用意匠に類似するものではないとする原告の主張は、その前提を誤っているから、失当である。

第5 当裁判所の判断

1 取消事由1（共通点及び差異点の認定の誤り）について

(1) 共通点の認定の誤りについて

ア 審決は、本願意匠と引用意匠の形態の対比において、「両意匠は、可撓性を有する本体の両端部にフランジを取り付けたものであって、本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、本体両端部のフランジは、厚手の円環板状体で、その径を本体径より二回り程度大径とし、各円環面に小円形の透孔1個を設けた構成態様」が共通すると認定しており、基本的構成態様と具体的構成態様とを明示的に区別はしていない。

しかし、意匠を観察する際に看者が把握するその意匠の骨格を成す態様を基本的構成態様と称するのが通常であることからすれば、審決は、上記記載のうち、「両意匠は、可撓性を有する本体の両端部にフランジを取り付けたもの」の部分が基本的構成態様であり、その余の「本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、本体両端部のフランジは、厚手の円環板状体で、その径を本体径より二回り程度大径とし、各

円環面に小円形の透孔 1 個を設けた構成態様」の部分，並びに，差異点 (ア)ないし(ウ)を具体的構成態様として認定し，具体的構成態様のうち前者を共通点，後者を差異点としているものということができる。

イ 原告は，両意匠の基本的構成態様は，「円筒状の管継ぎ手本体の両端部に円環状のフランジ部を形成し，該フランジ部には円形の連通孔が形成されている」と認定すべきであるとするが，両意匠の骨子以外のものも含まれているので，必ずしも妥当とはいえないのみならず，原告主張のような基本的構成態様の把握が可能であるとして，それによって，審決の上記認定が違法となるわけではない。

ウ 原告は，被告が，「本体は略短円筒状とし，その中間部を，正面視山状に丸く膨出させ，その本体両端部のフランジは，厚手の円環板状体で，その径を本体より二回り程度大径とし，各円環面に小円形の透孔 1 個を設けた構成態様」が具体的構成態様における共通点であると主張したことを論難するが，被告の上記主張が正当なものであることは，上記アのとおりである。

(2) 差異点の認定の誤りについて

ア 原告は，本願意匠に係る物品は，配水管などの接続管の間に挟み込み，それぞれの端部に設けられているフランジを継ぎ手，ボルト・ナット等で固定し，全体として一つの連通管として使用されるため，取引者，需要者は，本願意匠を正面視において，すなわち，管継ぎ手本体の側面方向から観察するのが通常である旨主張する。

しかし，意匠の形態の類否については，全体的観察を中心に，これに部分的観察を加えて，総合的な観察に基づき，両意匠が看者に対して異なる美感を与えるか否かによって類否を決するのが相当であるところ，別添審決謄本写しの別紙第 2 表示の意匠，引用カタログ（乙 1 の 1，2），甲 4 カタログなどからも明らかなどおり，この種の物品の意匠の全体を立体的

に把握するために、本体部とフランジの端面部とを同時に見えるように斜視的に観察することが多いと認められるから、取引者、需要者は、本願意匠を正面視で観察するのが通常であるとする原告の上記主張は、失当である。

イ また、原告は、この種の物品は、非常に重量のあるものであるため、当該物品の端面部を把持した状態で運搬するから、端面部の接合部の形態も、管継ぎ手を取り扱う取引者、需要者において、重要な箇所として必ず注視される部分であるので、管継ぎ手本体に表された波状の凹凸部分の形状・模様及び色彩などの具体的態様こそが、類否判断を左右する意匠の要部となる旨主張する。

しかし、上記のとおり、意匠の形態の類否については、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づいてされるところ、意匠全体の支配的な部分を占める構成態様、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、看者に視覚を通じて一つの美感を与える構成態様を軽視し、細部の形状・模様及び色彩などの具体的構成態様のみを重視することはできない。専門家である看者においては、一般消費者であれば見逃すような細部の差異についてもより正確かつ子細に観察するというところに違いがあるにすぎないのであり、専門家が取引者、需要者であるからといって、直ちに、意匠全体の支配的な部分を占める構成態様、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、取引者、需要者に視覚を通じて一つの美感を与える構成態様を注視せずに、細部の形状・模様及び色彩などの具体的構成態様のみを注視するものではない。

ウ 本体の長さの差異について

審決は、管継ぎ手本体の長さの差異、すなわち差異点(ア)を、「フランジの径幅に対する本体の長さの比率について、本願意匠の方が引用意匠より小さい(フランジの間隔が狭い)点」で差異があると認定したのに対し、

原告は、「本体の長さは、本願意匠では、接続されているフランジ部の径の幅の略半分の長さにより形成されているのに対し、引用意匠は、フランジ部の径の幅と略同じ長さにより形成されている点（甲2資料参照）」で差異があると主張する。

しかし、甲2資料の管継ぎ手本体の膨出部両側のフランジに至るまでの長さ及び形態は、原告訴訟代理人作成に係る引用意匠の写真図面（甲7、以下「甲7資料」という。）と比較すると明らかな差異があつて、引用意匠を正確に表現しているとはいひ難い。そして、引用カタログ（乙1の1、2）及び甲7資料によると、原告の上記差異の主張は誤つており、審決による差異点(ア)の認定が相当である。

エ 本体膨出部の形態の差異について

審決は、本体膨出部の形態の差異、すなわち差異点(イ)を、「本体膨出部の両側について、引用意匠は、狭い凹弧状膨出部を形成しているのに対して、本願意匠は、そのような膨出部を形成していない点」で差異があると認定したのに対し、原告は、「管継ぎ手本体の膨出部の形態は、本願意匠では、全体として円弧形状の輪郭を有する樽形状により形成されているのに対し、引用意匠は、全体として略 字状の輪郭を有する帯状の凸形状部により形成されている点（甲2資料参照）」で差異があると主張する。

しかし、甲2資料が引用意匠を正確に表現しているとはいひ難いことは、上記と同様である。

本願意匠及び引用意匠が、略短円筒状の本体において、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させたものである点で共通の構成態様（具体的構成態様）であることは、前記のとおりであるところ、本願意匠は、正面視山状に丸く膨出させた膨出部が終わったところですぐにフランジに接合しているのに対し、引用意匠は、膨出部が終わったところとフランジの間に狭い平坦な部分が形成されている点で差異があることが認められる。

そうすると、本体膨出部の形態の差異を、「本体膨出部の両側について、引用意匠は、狭い平坦な部分を形成しているのに対して、本願意匠は、そのような部分を形成していない点」で差異があると認定するのが相当であり、上記の審決の認定は誤りというべきである。ただし、この誤りが、審決の結論に影響を及ぼすようなものでないことは、後記2(2)ウに認定判断のとおりである。

オ 本体の表面模様の差異について

審決は、本体の表面模様の差異、すなわち差異点(ウ)を、「本体表面について、引用意匠は、長手方向及び周方向の線模様を施しているのに対して、本願意匠は、そのような模様が無い点」で差異があると認定したのに対し、原告は、「管継ぎ手本体の表面模様は、本願意匠では、表面の模様が付されていない平坦な形態であるのに対し、引用意匠は縦横方向に等間隔の線模様を有し、管継ぎ手における曲面が強調されるような形態を有する点」で差異があると主張する。

原告の主張は、審決の「長手方向及び周方向の線模様」を「縦横方向に等間隔の線模様」と言い換えているにすぎないものであり、また、「管継ぎ手における曲面が強調されるような形態」は、線模様についての一つの印象を述べているのみであって、構成態様ではない。

そうすると、審決による差異点(ウ)の認定が相当であって、原告の上記差異の主張は採用の限りでない。

カ フランジ接合部の形態の差異について

審決は、フランジ接合部の形態の差異について、「なお、請求人(注、原告)は、上記の差異点の他にも、本体の端面(接続部)における態様差をも主張するが、それは極めて微弱なものであって類否判断上はもはや問題とするに足りないものである。」としたのに対して、原告は、「フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態は、本願意匠では、単

層により形成された形態を有するのに対し，引用意匠は2層に形成された形態を有する点」で差異があると主張する。

引用カタログ（乙1の1，2）及び甲7資料をみると，フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態が2層に形成されていることが認められ，審決がこれを差異点として取り上げなかったことは，誤りというべきである。ただし，この誤りが，審決の結論に影響を及ぼすようなものでないことは，後記2(2)オに認定判断のとおりである。

キ そうすると，両意匠は， 本体の長さについて，「フランジの径幅に対する本体の長さの比率について，本願意匠の方が引用意匠より小さい（フランジの間隔が狭い）点」（差異点(ア)と同じ）， 本体膨出部の形態について，「本体膨出部の両側について，引用意匠は，狭い平坦な部分を形成しているのに対して，本願意匠は，そのような部分を形成していない点」， 本体の表面模様について，「本体表面について，引用意匠は，長手方向及び周方向の線模様を施しているのに対して，本願意匠は，そのような模様が無い点」（差異点(ウ)と同じ）， フランジ接合部の形態について，「フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態が，本願意匠においては単層により形成された形態を有するのに対し，引用意匠は2層に形成された形態を有する点」に差異があるものと認められる。

2 取消事由2（類否判断の誤り）について

(1) 共通点の評価について

ア 審決は，本願意匠と引用意匠の共通点について，「両意匠において共通する構成態様については，両意匠の形態全体の骨格を成すとともに，意匠上の主要部かつ大部分を占めるもので，形態全体における一定のまとまりを形成しているから，このまとまりは，両意匠全体の基調を決定づけているものと認められる。したがって，意匠全体として前記の共通点が両意匠

の類否判断に及ぼす影響は大きいといわざるを得ない。」（審決謄本 2 頁第 7 段落ないし第 8 段落）と判断したのに対し，原告は，これを争い，両意匠に，機能上要請される形態において共通点があったとしても，それはありふれた形態又は必然的形態であって，専門家である取引者，需要者の注意をひくことはなく，これらの形態部分は意匠の要部とはなり得ないから，これらの形態を類否判断の前提として認定すべきではないのに，審決は，要部となる部分と要部とならない部分を区別せず，単に，両意匠の共通点と差異点を抽出し，共通点と差異点の視覚的效果のみにより類否判断を行ったものであるから，意匠の本質から外れているものであって，誤りである旨主張する。

イ 前記のとおり，意匠の形態の類否については，全体的観察を中心に，これに部分的観察を加えて，総合的な観察に基づき，両意匠が看者に対して異なる美感を与えるか否かによって類否を決するのが相当であるところ，この場合において，まずは，当該意匠の全体と公知意匠の全体とを対比して共通点及び差異点を抽出し，この共通点及び差異点を全体的及び部分的に観察し，これらを総合的に観察して，それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行うのが通常であり，かつ，合理性があるところである。そうであるならば，当該意匠の全体と公知意匠の全体とを対比して共通点及び差異点を抽出する段階では，要部となる部分，要部とならない部分を区別しないのは当然であって，抽出した共通点及び差異点の観察の段階において，初めて要部観察等の評価の問題となるのである。

そうすると，審決が要部となる部分と要部とならない部分を区別せずに両意匠の共通点と差異点を抽出していることを論難する原告の上記主張は，失当というほかない。

ウ 両意匠が，基本的構成態様である「両意匠は，可撓性を有する本体の両端部にフランジを取り付けたもの」，具体的構成態様である「本体は略短

円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ、本体両端部のフランジは、厚手の円環板状体で、その径を本体径より二回り程度大径とし、各円環面に小円形の透孔1個を設けた構成態様」において共通することは、前記1(1)アのとおりである。

そして、上記基本的構成態様は、本願意匠及び引用意匠の全体を大づかみに把握した、意匠の骨格を成す構成態様であると認められ、また、上記具体的構成態様は、基本的構成態様を構成する「円筒状の管継ぎ手本体」、
「円環状のフランジ部」のそれぞれを大づかみに把握した構成態様であると認められるところ、これらの構成態様は、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、看者に視覚を通じてまとまった一つの美感を与えているものと認められる。

このように、共通する基本的構成態様及び具体的構成態様が、全体として一つの意匠的なまとまりを形成し、看者に視覚を通じてまとまった一つの美感を与えている場合、取引者、需要者にとって、注意を強くひき付ける部分となることは明らかであり、仮に、共通点がありふれた構成態様であったとしても変わりはないものというべきである。

そうすると、上記のような美感を与えている共通の構成態様の範囲内で一部の構成に差異があるとしても、その差異によって看者に相異なった格別な美感を与える要素が付加されない限り、取引者、需要者の立場からは美感に異なるところはないものというべきであり、意匠法3条1項3号の定める意匠登録の要件としての類似の範囲内にとどまるものといわなければならない。

エ 原告は、共通する基本的構成態様及び具体的構成態様のいずれについても、機能、用途上、創作の余地が残されていない不可避の必然的形態であって、この種物品の意匠の要部とはなり得ない旨主張する。

しかし、機能、用途と意匠的な創作とは別問題であって、仮に、機能、

用途上，創作の余地が残されていない形態であったとしても，意匠的な面で創作の余地がなくなるわけではなく，また，機能，用途による制約があるとして，ありふれた構成態様にならざるを得ないとしても，全体として一つの意匠的なまとまりを形成し，看者に視覚を通じてまとまった一つの美感を与えている場合，看者の注意を強くひき付ける部分となるものであるから，原告の上記主張は，失当である。

加えて，甲4カタログによれば，トーゼン産業のゴム製フレキシブル継手の製品において，接続される装置や流体の温度・圧力等に適合させるため本体部分の形態が規格化されているが，「接続」，「呼び径」，「面間寸法」，「最高使用圧力」，「最高使用温度」，「用途例」及び「特長」の異なる多数の製品が掲載されており，「防振継手」の範ちゅうに属する「フランジ接続」による製品としても，「形状・用途・タイプ」の異なる多数のゴム製フレキシブル継手が掲載されていることが認められる。

そうすると，ゴム製フレキシブル継手は，機能，用途，タイプ等により，多数のバリエーションがあるのであって，必然的な形態というものは存在せず，創作の余地が十分に残されていることが明らかである。

したがって，両意匠に共通の具体的構成態様がこの種物品の意匠の要部とはなり得ないとする原告の主張は，失当というほかない。

(2) 差異点の評価の誤りについて

ア そこで，前記1(2)キの各差異点について，それらにより看者に引用意匠とは相異なった格別の美感を与える要素が付加されているか否かについて検討する。

イ 本体の長さについて

本体の長さについて，「フランジの径幅に対する本体の長さの比率について，本願意匠の方が引用意匠より小さい（フランジの間隔が狭い）点」（差異点(ア)と同じ）で差異があることは，上記のとおりである。

上記差異点は、要するに、フランジの径幅に対し、引用意匠では、管継ぎ手本体の長さ、すなわち、フランジとフランジとの間隔が広いのに対し、本願意匠においては、それが狭いというものであるが、この程度の差異は、物品と意匠の調整のためのありふれた変形にすぎないものである。

原告は、全体の印象において、フランジの径の幅の半分の長さを有する本願意匠は、両フランジ間の距離が近く、全体として収縮若しくは圧縮された印象を与えるのに対し、フランジの幅と略同じ長さを有する本願意匠は、スリムな印象を与える旨主張する。

しかし、フランジとフランジとの間隔を狭くしたことによって、何がか印象が変わることがあるとしても、そのことにより、美感ないし意匠的效果の面において看者に引用意匠とは相異なった格別な美感を与える要素が付加されるとはいいい難い。

そうすると、「差異点(ア)のフランジの径幅に対する本体の長さの比率差については、格別大きいものとはいえないものであり、形態全体として見た場合、両意匠の共通する構成態様が生じさせる視覚的效果に吸収される程度の微弱な差異といわざるを得ない。」(審決謄本2頁下から第3段落とした審決の判断に誤りはない。

ウ 本体膨出部の形態について

本体膨出部の形態について、「本体膨出部の両側について、引用意匠は、狭い平坦な部分を形成しているのに対して、本願意匠は、そのような部分を形成していない点」で差異があることは、上記のとおりである。

上記差異点は、要するに、引用意匠が、この膨出部とフランジの間に狭い平坦な部分が形成されているのに対し、本願意匠においてはそれが無いというものであるが、具体的構成態様における「本体は略短円筒状とし、その中間部を、正面視山状に丸く膨出させ」る構成のありふれた変形の一つとして、略短円筒状の本体に形成した膨出部の凹凸を調整する程度のも

のというべきである。

原告は、全体の印象において、樽形状を有する本願意匠は、円弧状の輪郭からなり、全体として丸みを帯びた厚みのある印象を与えるのに対し、帯状の凸形状部の形態を有する引用意匠は、平坦な円筒形状と略円弧状からなる凸形状を有する略 字状の輪郭からなり、全体としてスリムな切れのある印象を与える旨主張する。

しかし、膨出部の凹凸の調整によって、何がしか印象が変わることがあるとしても、そのことにより、美感的ないし意匠的效果の面において看者に引用意匠とは相異なった格別な美感を与える要素が付加されるとはいい難い。

そうすると、「両意匠の共通するとした正面視山状の膨出が圧倒的に大きく、本体のほとんどを占めていることから、形態全体から見れば、この差異は部分的かつ微弱なものというほかない。」（審決謄本2頁下から第2段落）とした審決の判断に誤りはない。

エ 本体の表面模様について

本体の表面模様の差異について、「本体表面について、引用意匠は、長手方向及び周方向の線模様を施しているのに対して、本願意匠は、そのような模様が無い点」（差異点(ウ)と同じ）で差異があることは、上記のとおりである。

上記差異点は、要するに、引用意匠が、線模様を施しているのに対し、本願意匠においてはそれが無いというものであり、模様を施したり取り去ったりするというありふれた変形の一つであり、しかも、新たな創作的な工夫がされたものともみることができない。

原告は、引用意匠に表面模様が付されていることにより、管継ぎ手本体の中央部の帯状の凸形状部の形態とフランジ部に近い部分のフラットな形状とのメリハリが強調され、全体としてスリムで切れのある印象が強調さ

れているのに対して、本願意匠にはそれがないから、本体の表面模様の差異は、看者にとって特に際立った差異として認識されるものであり、意匠全体に異なった美感を生ずる旨主張する。

しかし、引用意匠にあるものが本願意匠にないのであるから、何がしか印象が変わることがあるとしても、そのことにより、美感的ないし意匠的効果の面において看者に引用意匠とは相異なった格別な美感を与える要素が付加されるとはいいい難い。

そうすると、「差異点(り)の本体表面の模様の有無の差については、引用意匠の線模様は、細く、かつ、付加的なものであって、格別目立つものでなく、また、本願意匠のように模様が無いものも従前から見受けられ、本願意匠独自の態様とはいえないものであるから、意匠上格別評価することはできず、この差異は微弱なものというほかない。」(審決謄本2頁最終段落ないし3頁1行目)とした審決の判断に誤りはない。

オ フランジ接合部の形態について

フランジ接合部の形態の差異について、「フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態が、本願意匠においては単層により形成された形態を有するのに対し、引用意匠は2層に形成された形態を有する点」において差異があることは、上記のとおりである。

上記差異点は、要するに、フランジの外端面の内側円環部に表れている接合部の形態が、引用意匠では2層に形成されているのに対し、本願意匠においてはそれがなく、単層に形成されているというのであり、しかも、甲7資料によると、引用意匠における2層構造は、その段差がかなり低く、引用カタログでみると、平坦に近いものであるから、本願意匠との間ではほとんど実質的な差異がないといえることができる。

原告は、全体の印象において、本願意匠は、端面部の周辺部の面取りを行っていることにより、全体としてすっきりしたシンプルな印象を与える

のに対し、引用意匠の本体部の端面部分は、2層で構成されていることにより、全体として複雑な印象を強く与える旨主張する。

しかし、引用意匠の2層が本願意匠で1層になるのであるから、何がしか印象が変わることがあるとしても、上記のとおり、微細な差異であって、そのことにより、美感的ないし意匠的效果の面において看者に引用意匠とは相異なった格別な美感を与える要素が付加されるとはいいい難い。

そうすると、「なお、請求人は、上記の差異点の他にも、本体の端面（接続部）における態様差をも主張するが、それは極めて微弱なものであって類否判断上はもはや問題とするに足らないものである。」（審決謄本3頁第2段落）とした審決の判断に結論として誤りはない。

カ 総合的観察について

(ア) 以上、イないしオで検討したところを総合しても、本願意匠について、引用意匠とは相異なった格別な美感を与える要素を見いだすことができない。

(イ) 原告は、本願意匠に係る物品が流通過程に置かれた場合、当該物品の取引者、需要者を基準として、本願意匠を正面視した場合に、最も注意を引かれる部分に引用意匠との顕著な差異点があることから、全体として取引者及び需要者に与える印象（美感）は異なるものであって、両意匠を取り違えるおそれがない旨主張する。

しかし、前記1(2)アのとおり、この種の物品の意匠の全体を立体的に把握するために、本体部とフランジの端面部とを同時に見えるように斜視的に観察するのが通常であって、正面視の観察のみを強調する原告の上記主張は、失当である。

(ウ) また、原告は、上記各差異点について、全体を総合して観察したとき、これらの差異点は、さほど注目されない機能的要請に基礎付けられた構成態様の共通性を凌駕し、別異の印象（美感）を生じる旨主張する。

しかし、前記アないしエのとおり、両意匠の差異点は、いずれも、微弱な差異であって、意匠全体のうちの圧倒的な部分が共通している中で、この共通部分を凌駕して、看者に特別な美感を与える要素を見いだすことは困難である。

(I) したがって、「両意匠は、意匠に係る物品が一致し、形態において、共通する構成態様が形成するまとまりが両意匠全体の基調を決定づけており、類否判断に及ぼす影響が大きいのに対し、各差異点はいずれも微弱なものであって、それらを総合し相まった視覚的效果を考慮しても、類否判断を左右するに至らず、両意匠の共通感を凌駕するものとはいえないから、本願意匠は、引用意匠に類似するものである。」（審決謄本3頁第3段落）とした審決の判断に誤りはない。

キ 原告のその余の主張について

(ア) 原告は、本体の長さ、本体膨出部の形態の評価について、本願意匠に係る物品は、取引者、需要者が本願意匠を正面視において観察するのが通常であるとし、本体の長さ、本体膨出部の形態の差異が全体の印象に与える影響は大きい旨主張する。

しかし、取引者、需要者が、本願意匠を正面視で観察するのが通常であるとする原告の上記主張が誤りであることは、上記力(イ)のとおりである。

(イ) また、原告は、本願意匠に係る物品の取引分野における取引者、需要者は、この種の物品を普段から取り扱い、この種の物品に精通している配管設置業者などの専門家であるので、物品に対する注意力が高く、些細な差異点についても容易に見分けることができ、しかも、管継ぎ手本体は、取引者、需要者が注視するものであることから、差異点は微差とはいえない旨主張する。

しかし、本願意匠に係る物品の取引者、需要者がこの種の物品に精通

している配管設置業者などの専門家であるとしても、当該意匠に係る物品を購入したり、使用したりする際、まず、物品を全体的に観察するのが通常であり、当該意匠が公知意匠と類似するか否かの判断をするに当たって、全体的観察を中心に、これに部分的観察を加えて、総合的な観察に基づき、両意匠が看者に対して異なる美感を与えるか否かによって類否を決することに変わりがなく、専門家が取引者、需要者であっても、一般人であれば見逃すような細部の差異についてもより正確かつ子細に観察するというところに違いがあるにすぎない。したがって、上記カ(ア)の判断を左右するものとはいえない。

- 3 以上によれば、本願意匠は、意匠法3条1項3号に該当し、同項柱書の規定により意匠登録を受けることができないとした審決の判断に誤りはないというべきであり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第1部

裁判長裁判官 篠 原 勝 美

裁判官 穴 戸 充

裁判官 柴 田 義 明